

販売及び引渡に関する標準約款

1. 適用の有無

1.1 販売及び引渡に関する本標準約款は、お客様とリナック株式会社との間で書面による不適用の合意がなされない限り、適用されるものとします。本標準約款と矛盾するお客様が定める条件は、リナック株式会社がかかる条件に対して異議を申し立てない場合でも、リナック株式会社を拘束しないものとします。本標準約款に合致しない条件は、リナック株式会社の書面による明示の承諾がない限り、適用されないものとします。

1.2 「インコタームズ2010」に規定される国際取引条件は、リナック株式会社とお客様との間に適用されるものとします。

2. 発注

2.1 お客様からの発注はリナック株式会社の注文確認書をもって、受注承諾とします。

2.2 リナック株式会社の注文確認書がお客様の注文と一致しない場合、お客様は速やかに当該不一致をリナック株式会社に通知する必要があります。通知がない場合には、リナック株式会社が発行した注文確認書の内容が優先されます。

2.3 見積書及びその他関連する文書は、リナック株式会社を拘束しないものとします。

2.4 注文の取り消し及び変更は、リナック株式会社が書面による受諾を行った場合のみ有効です。また、お客様が注文の取り消し、変更を行った際に発生した費用を合理的な範囲で申し受けることがあります。

3. 引渡条件

3.1 お客様への納品は別途合意がない限り、リナック株式会社が最適と考える輸送手段で行います。保険については、リナック株式会社の要請により運送人が付保するものとします。

3.2 リナック株式会社は、予定された納期通りに納品できるよう最善の努力を払います

が、それにもかかわらず遅延が生じた場合、リナック株式会社は、引渡時期を最長30日間遅延できるものとし、お客様は、この遅延を理由に注文を取り消すことはできません。また、引渡遅延の場合において、お客様は損害賠償請求する権利を有しないものとします。

4. 税金及び関税

4.1 お客様には販売価格に加え、消費税及び別途関連諸経費をご負担いただくものとします。

5. 価格

5.1 リナック株式会社はお客様に対し、最終的な注文確認書を受け渡すまで、価格変更を行う権利を有します。また、社会情勢の変化（生産コスト、賃金、原材料費、エネルギー費の高騰、為替レートの変動及び公定歩合の変更等）による工場出荷価格の変更があった場合に、予め合意の受注価格を変更することがあります。

6. 支払条件

6.1 書面による別段の合意がある場合を除き、納品時までに商品代金をお支払いいただくものとします。

6.2 支払が遅れた場合、リナック株式会社は、購入価格に対して1ヶ月あたり（又は1ヶ月に満たない日数の場合であっても）2%の利息を請求でき、また、将来の運送品をすべて保留する権利を有するものとします。支払が遅れた場合、リナック株式会社は、支払を受ける目的で講じた法的措置又は法的以外の措置に関して生じたすべての合理的な範囲内の費用を買主に要求することができるものとします。

6.3 お客様は、リナック株式会社に対して申し立てた異議に関して支払を保留することはできないものとします。但し、リナック株式会社が事前に書面にかかる異議を承諾した場合はこの限りではありません。

7. 所有権

7.1 すでに納品が完了した商品であっても、全額の支払いを受けるまでは、リナック株式会社に所有権があります。お客様が自社製品への組み込みを開始した場合においても同様とします。

8. 知的財産権

8.1 リナック株式会社は、製品及びその設計に関してすべての権利を保有します。お客様は製品を複製することとはもとより、複製する目的で製品を第三者に与えてはならないものとします。また、お客様に送付されたすべての図面及び説明書は、引き続きリナック株式会社の所有

物とし、リナック株式会社の承諾なく、第三者に対してそれらを複製し、転送又はその他の方法で開示してはならないものとします。

8.2 第8.1条の規定への違反があった場合、リナック株式会社はお客様に対して以下の費用を請求することがあります。

1. 製品の不正な複製によって生じた損失の賠償
2. 法的措置に要したすべての費用
3. 法的措置以外に要したすべての費用

8.3 お客様よりリナック株式会社が請け負った開発プロジェクトにおいて、第三者が、リナック株式会社に対して、特許権、意匠特許権、著作権、商標権及び類似する権利等の知的財産権の主張を行った場合は、お客様の側で、法定費用、訴訟費用等及び当該主張により生じたあらゆる費用をご負担いただくものとします。ただし、当該主張が、お客様の定める要求仕様に関連するものであった場合に限りです。

9. 技術上の変更及び承認

9.1 リナック株式会社は、お客様との間で合意された技術仕様を変更することなく行える技術上及びその他の変更を、お客様に通知することなく行う権利を有するものとします。また、リナック株式会社は、カタログ及びその他の資料における情報の不足又は誤記について責任を負わないものとします。

9.2 お客様は、リナック株式会社の承諾有無にかかわらず、製品の用途、使用及び操作について全面的に責任を負うものとします。また、リナック製品を最終製品に搭載した際、その仕様がおお客様の定義した特定の基準値を満たしているかどうかの責任はお客様側にあります。リナック株式会社は、製品が使用されるすべての条件下での影響を評価することはできません。（吊り上げ、吊り下げ、振動、負荷曲線、温度および湿度などの外部要素、使用期間や頻度、安全性など）製品の適合性や様々な条件下での製品

性能に関しては、テストのみによって検証することができ、このテストと検証の責任はお客様のみにあります。これは、お客様の最終製品におけるテストや、リナック製品をお客様又は第三者の機器に接続した際の適合性を含みます。リナック製品は、如何なる状況下であれ、航空機またはいかなる種類の原子力に関連して使用することはできません。

9.3 お客様は、リナック製品を搭載した最終製品に対して、必要な全ての国内又は国際的な承認を申請する義務があります。

10. 異議申立て

10.1 お客様は、引渡を受けた製品に瑕疵があると主張される場合には、速やかにリナック株式会社に対し、異議を申し立てていただく必要があります。

10.2 お客様は、製品受領後速やかに、不足、瑕疵、その他の不一致を調べるため、製品の検査をしていただく必要があります。また、当該異議の申し立ては、製品受領後10日以内に行っていただくものとします。

10.3 輸送中に損害又は損失が発生した場合には、リナック株式会社が発送業者と協議し、その対応をするものとします。

11. 不適合の場合における権利

11.1 リナック株式会社は、別途合意がない限り、製造年月日から18ヶ月以内の瑕疵のある製品に対して保証を行います。（ただし、バッテリーに関しては、製造年月日から12ヶ月を保証期間とします。）尚、お客様にて十分な取り扱いをされなかったことに起因した不具合品に対しては、保証対象外とさせていただきます。更に、不具合品をお客様側で開封された場合に関しても、同様に保証対象外といたします。

11.2 納品後に発見された瑕疵に対するリナック株式会社の責任は、11.3に記載したものとします。

11.3 リナック株式会社は、お客様から保証期間内の製品に瑕疵があると書面による異議を受領し、その異議を認めた場合、自らの判断により、瑕疵のある製品の交換又は修理のいずれかを行う義務を負います。

11.4 お客様にて、リナック製品の設計、原材料又は製造上に起因した瑕疵を発見された場合、速やかに書面でもリナック株式会社に異議を申し立てていただくものとし、その後、送料及び保険料は送受人払いの上、返品の原因を記載した書面を添付して、当該品をリナック株式会社に送付していただくものとします。

リナック株式会社では、瑕疵が添付書面と相違なきこと

及び保証期限内であることを確認のうえ、無償にて、交換品又は修理完了品を返送するものとします。また、この場合、リナック株式会社はお客様が瑕疵ある製品の送付に要した実費を返金するものとします。

11.5 リナック株式会社は、いかなる場合においても、お客様の最終製品に搭載されたリナック製品の取外し、交換又は再取り付けは行いません。更に、保証対象の交換又は修理は、いかなる場合においても、リナック株式会社の営業所以外で実施することはありません。

12. 製造物責任

12.1 リナック株式会社は、関連する法律に従い製造物責任を負うものとします。但し、法律に定める範囲を超えて責任を負うものではありません。法律に規定されていない製造物責任や、賠償に関する法律実務に従い生じるものについては、ここに明示的に適用を排除いたします。また、製品の瑕疵によって生じた営業損失、逸失利益又はその他の間接損失については一切責任を負わないものとします。

12.2 上記第12.1条に従いリナック株式会社がお客様に対して責任を負わない損害又は損失について、仮にリナック株式会社が第三者に対して責任を負った場合には、お客様はリナック株式会社に対し補償を行うものとします。

13. 不可抗力

13.1 次の事由により、契約の履行が妨げられ又は不当な負担となる場合は、免責とします。事由：労働争議及び関係当事者の支配を超えるその他の事由（火災、戦争、動員又は同様の側面の軍隊への招集、徴用、没収、通貨制限、秩序不安又は暴動、輸送手段の不足、物品の全体的な不足、燃料制限、及び本条に記載するいずれかの事由による下請供給者からの引渡の不足又は遅延など）

13.2 記載された事由は、契約の成立時点において契約の履行に及ぼす上記事由の影響が予測不可能であった場合にのみ、不可抗力とします。

13.3 第13.1条に記載する不可抗力事由を主張する当事者は、遅滞なく当該事由の発生及び終了について書面により他方当事者に通知するものとします。

14. 機密保持

14.1 お客様は、リナック株式会社との取引を通じて知り得たあらゆる機密情報を極秘にするとともに、いかなる第三者に対しても開示しないものとします。

15. 準拠法及び管轄

15.1 リナック株式会社とお客様の間のすべての見解の相違又は紛争は、日本法によって解決するものとします。

15.2 仲裁手続についてリナック株式会社が書面により同意しない限り、すべての紛争は、東京地方裁判所により解決するものとします。

銀行：ノルデア、シドバンク

会社登録番号：

66365328 MA-S7-00-219-D

Latest review date 1 January 2016

LINAK K.K.

2-5-1, Kita-Shinyokohama

Kohoku-ku, Yokohama

Kanagawa

223-0059 Japan

Phone: 81-45-533-0802

Fax: 81-45-533-0803

www.linak.jp